

『古語拾遺』の一写本をめぐって

杉浦 克己¹⁾

要旨

ここにとりあげるのは、天明二年の年紀を持つ『古語拾遺』の一写本である。これは、現存最古の伝本として知られる嘉禄本からの転写本と考えられる。全体に書写精度は高いが、散見する誤記や誤写の跡から、本書は、書写にあたって、本文漢字を一文一字一文字書き写すのではなく、訓読文を念頭に置きつつ書写していったものではないか考えられる。また本書の訓点は、原本である嘉禄本の解釈や内容把握に従いながらも、具体的な個々の加点については、書写当時の漢文訓読のそれに従うことによって注されたものであると考えることができる。

はじめに

ここに取り上げるのは、先年偶々架蔵に帰することになった天明二年書写の年紀を持つ『古語拾遺』の一写本（以下「本書」と略記することがある）で、新出とおぼしいものである。『古語拾遺』の伝本としては、「嘉禄本」の系統と「伊勢本」の系統の二種があるとされているが、本書はその前者に属するものと考えられる。ただ、一瞥の限り、本文の異同や注された訓点などについて、嘉禄本のそれとは異なると思われる箇所も散見し、転写の過程でこうした異同が何故に生じたのか、興味深いところでもある。その点を中心に、本書の概要の紹介も兼ねて、小稿をものした次第である。

書誌の概要

先ず、本書書誌の概要を記しておく。本書は楮とらしい料紙を用いた袋綴じの冊子一冊で、紙縫により二箇所を大和綴じにしている。紙型は縦約二六・五センチメートル、横約一八・七センチメートルの美濃判半折（いわゆる大本）で

ある。紙数は全二十三葉で全て同質の料紙を用いている。うち一葉を表紙に、一葉を裏表紙に用い、本文の墨付きは二十一葉。空紙は無い。表紙裏面には本文冒頭の書き出し部分の書き損じとらしい記述が上下逆方向に、裏表紙裏面には本文末尾部分の書き損じとおぼしい記述が上下順方向に記されており、本文書写後、書き損じの反故紙を表紙・裏表紙に用いたもののように推測される。本文は尾題も含めて第二十丁（表紙を計数せず、本文の開始葉を第一丁とする。以下同様。）裏三行目で終わり、続いて第二十一丁裏までが奥書となる。表紙には「天明二年／古語拾遺／小汀司部寫之」の記述があり、書写者・書写年代を知ることができる。

本文は一面八行で一貫しているが、一行は十六文字前後で一定しない。書写は表紙や奥書も含めて全文にわたって一筆と見て良いと思われる。

本文上欄外に六箇所、

稚子之縁（二丁裏）

猿女命縁（九丁表）

八神殿事（十丁裏、十一丁表に再掲）

鏡釵安正殿事（十一丁裏）

用熊鹿皮祭神（十三丁表）

のような注記が見える。内容から推すと、本文内容のうち特定の神事祭祀に関わる事項の記述箇所を示したものである。これ以外には、頭注や行間の注記の類は見えない。本文には本文と同筆の墨で片仮名及び返読記号の訓点²⁾が注されている。区切り符号、ヲコト点、声点の類は見えない。

書写態度は概ね原本に忠実であろうとする姿勢に貫かれていると見ることがで

¹⁾ 放送大学准教授（「人間の探究」専攻）

き、大きな誤記や軽率な錯誤などは見えない。書写後、全文を顧みて誤記や欠字等を訂した跡も見える。後に詳述するが、専ら本文について原本を書写し、訓点の類については原本のそれを転写するのではなく、筆記者自身の訓読に基づいて注されたもののように思われる。

なお、表紙葉と本文第一丁の間に挿紙があつて、これには『日本書紀』卷一（神代上）瑞珠盟約章一書の本文冒頭部分を記した後に、これに関連する事項を片仮名書きで記した記述が見える。

参考のため、表紙、序冒頭（二丁表）、本文冒頭（二丁裏）、本文（跋）末尾（奥書（二十丁裏））、奥書（二十一丁表）、奥書（二十一丁裏）、挿紙を、図一、七に掲げる。

書写の経緯

本書の奥書（二十丁表〜二十一丁裏）は以下のような内容である。

二十丁裏

嘉祿元年二月廿三日以左京太夫長倫朝

臣本書写畢

奥記曰保安五年閏二月四日丙申見合

主神頭帥遠朝臣本畢猶有訛謬尋々

訪證本可決真偽 吏部侍郎在朝

二十一丁表

累祖相傳本聊示靈異輒難披閱

仍紬々爲了見以他本所書寫也

嘉元四年八月廿一日取目錄訖凡此書

朝夕所練習也

祠部員外郎卜兼夏

延（文）久元年（中）四月十七日修補之雖片

時不可出他處仍餘本一兩所令用

二十一丁裏

意者也

神祇大副卜部兼豊

文明元年六月廿七日一見畢

正四位上行神祇權大副兼侍

從卜部朝臣兼俱

これらの内、二十一丁表後から二行目の「延久元年」は「延文元年」の誤記かと思われる。^③

『古語拾遺』の現存最古の写本とされる「嘉祿本」（天理図書館蔵）の奥書は以下のような内容ではじまる。

嘉祿元年二月廿三日以左京權太夫長倫朝臣本書寫了

奥記云保安五年閏二月四日丙申見合主計頭帥遠朝臣本

了猶有訛謬尋訪證本可決真偽 吏部侍郎在朝

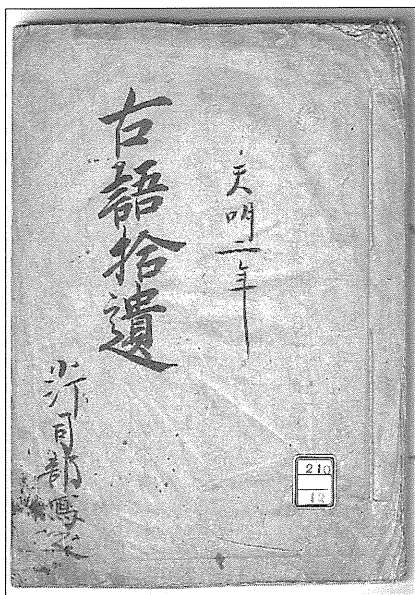
與菅貢士讀合了

翌日校點了 祠部員外郎（花押）

比較他本了 同二十六

累祖相傳本聊示靈異輒難披免仍紬々

図一 表紙



〔図二〕序文冒頭（一丁表）

古語拾遺一卷（序）從五位下齋部宿禰廣成撰
蓋聞上古之世未有文字貴賤老幼口口
相傳前言行存而不忘書契以來不好
談古淳萃競興（賦）唯老遂使人（登）
而弥新事逐代而變改顧（同）故資（乘）識
根源國史家牒雖載其由略（二）委曲猶有
所遺（七）愚臣不言怨絕無傳幸蒙召問欣摠
奮慎故録舊說敢以上聞（云）介

〔図三〕本文冒頭（一丁裏）

一聞夫開闢之初伊弉諾伊弉册二神共
為夫婦生八洲國及山川草木次生日
神月神最後生素戔鳴神素戔鳴神常
以哭泣為行故令人民夭折青山瘦枯因
斯父母二神歎曰汝甚無道宜早退去於
根國矣又天地割判之初天中所生之神
名曰天御中主神次高皇產神（古語多賀
是皇親神留別屋余
留別屋余）次神皇靈神（此神于天兒屋余）

〔図四〕本文（跋）末尾、奥書

墜疾新文之高遠（又）監卷之曲（照）善
大同二年二月三日
古語拾遺一卷
嘉祿元年（昔）百以左京大夫長倫朝
臣奉書（學）畢
貞觀（白）保安五年閏二月（曾）丙申見合
主神頭師遠朝臣本舉（百）祇（認）尋、
訪證本可史（真）偽（吏）部侍郎（在）朝

〔図五〕奥書（つづき）

累祖相傳本新示靈異難擬板版
仍袖々為了見以他本所書異也
嘉元年（月）五日（取）目錄（記）丸也書
朝夕所練習也
初部負外郎（兼）兼
延久元年（申）四月十七日（終）補之（雖）片
時不可出（他）處仍餘本一兩所（令）用

〔図六〕奥書（末尾）

意者也
神祇大副（卜）部兼（兼）兼
文明元年六月廿七日一見畢
西位（行）神祇（權）兼（兼）兼（兼）兼
從（部）朝臣（兼）兼

〔図七〕挿紙

（此處為多列垂直的小字註釋，內容較為零碎，主要涉及版本考證與筆跡分析）

爲了見以他本所書寫也

卜兼直

「與菅貢士……」以下の三行を欠き、文字に異同はあるものの、本書はこの嘉禄本の奥書に依ったと見ることが出来る。従って、本書は嘉禄本の系統に連なる一本と見なすことができよう。

しかし一方で、猶不審の点も残る。

嘉禄本の奥書には右に記した兼直筆の部分とは異なる筆で、これに続いてさらに「至徳二年十月・兼熙・讀合了」、「同三年六月・兼熙・一見了」をはじめ、「嘉永元年・良芳……拜見訖」に至る計十五件の記述があるが、本書奥書ではその十二番目にあたる、

文明元年六月廿七日一見畢

正四位上行神祇権大副兼侍從卜部朝臣兼俱

のみが記されている。

一方で、本書奥書の「嘉元四年八・兼夏」、「建久元年四月・兼豊」の二件の記述は、嘉禄本裏書に

嘉元四年八月廿一日取目錄訖凡此書朝夕

所練習也

祠部員外郎卜部兼夏

延文元年^{中統}四月十七日修補之雖片時

不可出他處仍餘本一兩所令用意居者也

神祇大副卜部兼豊

とあるものを記したものと考えられる。

しかし、嘉禄本裏書で右記に続いて記されている

應安第六之曆仲春十一之夕重讀合

從四位上行左京権大夫卜部直祿兼熙

の記述は、本書には見えない。

以上の奥書の内容から推すと、文明元年以降に嘉禄本から転写されたものから

出た何らかの本が存在し、本書は、これから表紙記載の天明二年に書写された、ということになると思われる。転写にあたって、本奥書や裏書の内容が取捨され、このような内容の奥書になったものであろう。転写の回数や奥書内容の取捨の意図は、現状では明らかにしがたい。

本文の異同

本書の本文を、書写の原本と考えられる嘉禄本と比較してみたところ、異体字や字形の差異の範囲と見なせるものを除いて、以下のような異同が見られた。

本書

嘉禄本

- | | |
|---|--|
| (1) 於是素 ¹ 凌 ² 鳴 ³ 神欲 ⁴ 奉 ⁵ 辭 ⁶ 日神 (二丁表七行) | 於是素 ¹ 凌 ² 鳴 ³ 神奉 ⁵ 辭 ⁶ 日神 |
| (2) 天照大神 (二丁表七行右他一〇箇所) | 天照大神 |
| (3) 日神耕種之時 (二丁裏八行右) | 日神耕種之節 |
| (4) 天津罪 (三丁表一行右) | 天罪 |
| (5) 蚕織源 (三丁表一行左) | 蚕織之源 |
| (6) 幽居 (三丁表二行) | 幽居焉 |
| (7) 此縁 (三丁裏一行左) | 此縁也 |
| (8) 以真辟葛 (四丁表七行) | 真辟葛 |
| (9) 次蘿葛 (四丁表七行) | 以蘿葛 |
| (10) 此 (五丁表一行) | 比 |
| (11) 如此 (五丁表二行) | 如此之 |
| (12) 豊岩間戸櫛岩間戸命 (五丁表六行) | 令豊岩間戸櫛岩間戸命 |
| (13) 辱其兼之調 (五丁裏三行右) | 振其葉之調也 |
| (14) 甕速日神子 (六丁裏五行右) | 甕速日神之子 |
| (15) 必當平安 (七丁表一行) | 必常平安 |
| (16) 同麻共殿 (七丁表八行) | 同床共殿 |
| (17) 帥督將元戎 (九丁裏一行) | 督將元戎 |
| (18) 大和氏巖賀茂縣主遠祖 (九丁裏三行) | 大和氏遠祖椎根津彦者迎引皇舟表續香山之巖賀茂縣主遠祖 |
| (19) 御殿 (十丁表一行) | 御殿 ^平 |
| (20) 令又天富命率齋部諸氏 (十丁表五行) | 又令天富命率齋部諸氏 |
| (21) 貢木綿 [◎] 麻布及種々物 (十丁裏三行) | 貢木綿麻布及種々物 |

- (22) 上総下総二國是奈利(十丁裏六行左) 上総下総二國是也
 (23) 讚伎国(十一丁表二行) 讚岐国
 (24) 御門巫所奉齋也(十一丁表六行左) 御門巫所奉齋
 (25) 中臣祓詞(十二丁表三行) 中臣禊詞
 (26) 是今踐祚天之日(十二丁裏三行) 是命踐祚天之日
 (27) 秦根元縁也矣(十四丁裏七行左) 秦根元縁也
 (28) 大王之胤(十五丁表四行) 太玉之胤
 (29) 今神祇伯ナリ(十五丁表六行) 今神祇伯也
 (30) 供奉儀(十六丁裏八行) 供奉之儀
 (31) 改奏詞曰(十七丁裏五行) 改奏詞云
 (32) 奉幣諸神(十八丁表三行) 奉幣諸神者
 (33) 中古尚朴(十九丁裏七行) 但中古尚朴
 (34) 万葉英風(二十丁表二行) 万葉之英風

『古語拾遺』本文(序・跋を含む)が五千八百字ほどであることからすれば、異同は比較的少なく、書写精度は高いと見ることが出来る。

最も大きい異同は(18)の「遠祖根根津彦者迎引皇舟表續香山之」十六文字にわたる欠字である。その他多くは、本書の書写の際の錯誤に基づくと思われる誤記や欠字であるが、一方では、(8)(9)(17)などの例のように、おそらくは嘉禄本の誤記あるいは欠字と思われる箇所を補訂したものも散見する。本書の錯誤と思われる誤記の中で特徴的なものは、(6)の「焉」字や(5)などの「之」字、(7)などの「也」字を欠く点である。これらはむしろ、意図的行ったものではなく、書写時の錯誤に起因するものであろう事は明らかであるが、(6)の「焉」字は嘉禄本の訓点では不読扱いとなつてゐる箇所であり、また「之」字・「也」字の例は、本書では訓点として「ノ」「ナリ」の訓みが注されていたり、あるいは訓み方が前後関係から推して明らかであったりするような箇所ばかりである。特に(29)の箇所の、嘉禄本本文の「也」字に代えて、本書では片仮名訓で「ナリ」と大書されていることなどが端的である。つまりこれらの欠字は、本書が書写にあたって、本文漢字句をそのまま複写するのではなく、訓読(あるいは訓読文)を念頭に置きつつ本文漢字を書写して行つたことによるのではないかと推測される。

この点は、右に挙げたいわゆる助字の類の箇所だけではなく、例えば(20)の「令又天富命率齋部諸氏」の部分などにも端的である。本書の「令又」は、明

らかに文字順を錯誤したものであるが、訓読を前提として「令」字に返読することを考えると、「令」字はこの位置にあつても結果的には同じ返読の仕方となつてしまう。むしろ、「令」字は文頭にあつて、返読して「○○ヲシテ××セシム」と訓む文字である」との意識が先に立つと、こうした錯誤を生みかねないとも思われる。

(19)の例は、本文が宣命書きになつてゐる部分についての書き添えの万葉仮名「乎」字を書き落とした例である。前後の書き添えの万葉仮名は正しく書写しており、本書書写者の宣命書きそのものについて理解は充分あつたものと思われるが、本文に記された書き添えに基づいても、補読の読み添えを行つても、結果としての訓読文には差異はないのであるから、訓読文を念頭に置いて書写して板がための錯誤として十分起こり得るものとも言えよう。

(31)で「云」字を「曰」字に誤つた例などは、単純な誤記とも言えるが、一方で訓みが同一の文字を取り違えたものとも見なせるのではないだろうか。

これらのように、本書に見える原本との間の本文漢字の差異は、本書書写者が訓読を念頭に本文を書写していたことを端的に物語つてゐる跡ととらえることもでき、漢字書き資料(就中上代文献)の書写、ということを考える上で示唆的ではある。

訓読上の特色

本書に見える訓読は、原本である嘉禄本のそれをそのまま書写したものではない。先ず、先にも述べたように、嘉禄本に見えるヲコト点は全く書写されていない。片仮名点についても、嘉禄本の右傍の加点(朱点)はほとんど反映されておらず、また同じく左傍の加点(墨点)には比較的よく類似するものの、完全に同一ではない。返読符号についても、本書で用いられてゐる符号は江戸時代後期頃に一般的なレ点および一・二点をを用いたものであり、嘉禄本のそれとは異なっており、また具体的な返読も一致しない部分が多々みられる。

しかしその一方で、訓点に基づいて再構成し得る訓読文や、訓読文に反映された内容についての解釈の趣旨は嘉禄本のそれによく一致するとも言える。つまり、本書書写者は、原本の加点をそのまま書写したわけではなく、原本の加点から再構成される訓読文をよくわきまえた上で、自らの意図と方法に基づく加点を加えていつたものと考えられる。こうした本書の訓読の一端を、以下に摘記して紹介する。

補読敬語

『古語拾遺』のみならず、上代漢文文献類の訓読に見られる特色の一つとして、敬語表現がある。『日本書紀』の諸伝本について林勉氏の長年にわたる一連の研究⁹があり、私も一部の伝本について小考¹⁰をものしたことがある。『古語拾遺』についても先に小考¹¹で触れたことがあるが、近時若井護氏の詳細な研究『古語拾遺』の補読敬語¹²（『古語拾遺』を読む¹³）平成十六年・右文書院）が成され、他の上代文献類に見られるそれとの比較検討が容易になった。

本書の訓読に見える敬語表現は、先の小考で整理したものと良く一致し、嘉禄本および暦仁本に見える特色を踏襲しているものと考えられる。神話部分の天神の発話・動作については、

鐘愛（メグシトヲホシ玉テ） 一二丁裏三行
凌侮（アナツリタマウ） 一二丁裏三行

などのよう尊敬表現をとるのに対して、国神の発話については、

問曰（問テ曰ク） 八丁表八行

などのように、敬語表現をとらない。また、太玉命など侍臣の遠祖神については、天神や皇孫に対しての動作について

称賛（ホメマウサシム） 四丁表五行
称詞啓曰（タ、ヘコト申サシメテ） 四丁裏六行

などのように謙讓表現をとっている。

こうした特色は先の小考で明らかにした嘉禄本に見える訓読のそれと同様であり、本書加筆者の、登場神の把握の仕方が、先行する諸本のそれを踏襲したものであることを示している。

直接にこのことと関連するものではないが、『古語拾遺』諸伝本では、「令」字、「遣」字などを用いたいわゆる使役句形の本文についての訓読の仕方も、加筆者の、登場神の把握を反映したものである場合が見られることについて、かつ

て述べたことがあるが、この点についても、本書に見える訓読は先行する諸本に見える訓み方と同様であって、それらを踏襲していることがわかる。

熟語の訓読

『古語拾遺』諸伝本の訓読を比較検討するにあたって、熟語がどのように扱われているか、が一つの指標になりうることについては、主に『日本書紀』神代巻諸伝本のそれとの比較を通して小考¹⁴をものしたことがある。当該小考では、『古語拾遺』序及び跋の部分と、それ以外の本文の部分では、文体そのものに差異があり、熟語の訓読上の扱いにおいてもこの差異に対応した訓み方が見られるが、その対応が顕著な伝本と、必ずしも明確ではない伝本が存在し、また対応の仕方そのものにも、諸伝本間で違いがあることを報告した。本書の原本である嘉禄本はこの使い分けが比較的明確であって、序文・跋文では二文字熟語については音読みを用いた例が多く見られるのに対して、本文中ではほとんど音読みは見られなかった。

本書に見られる訓読でもこの点は同様であって、例えば序文冒頭部分の加筆は、

蓋聞上古之世未^レ有^レ文字^一貴賤老少^一口^レ相^レ傳^一（二丁表二行）

となっており、「上古」「文字」「貴賤」「老少」「口^レ相^レ傳」の各語については、音読みを想定し得るものとなっており、これは跋文についても同様である。これに対し、本文中では、二文字の熟語であっても、右傍の付訓、送り仮名など何らかの形で訓読みを示す加筆が見られ、積極的に音読みと考えられる例はほとんど見られない。従って、嘉禄本と同様に本書加筆者も、序文・跋文と本文の間での文体的な差異を認識し、これを反映した加筆を行っていたものと解することができる。

こうした点に関連して、本書に特徴的な点を一つ指摘しておく。

本文冒頭近くで、素戔嗚尊の天罪となる行状を記した場面で、天罪の各項に本書では以下のように加筆している（二丁裏五行以下）。

毀^{アハナチ}畔^レ「古語阿波那知」
埋^レ溝^一「古語美曾字美」

放^レ樋^レ〔古語斐波那知〕
重播〔古語志伎麻伎〕
刺^レ串^レ〔古語久志佐志〕

これら各語については、本文で「古語」として万葉仮名書きで訓注が付され、各々二文字合わせて「アハナチ」「ミソウミ」「ヒハカチ」「シキマキ」「クシサシ」と訓むべきものであることが示されている。「毀畔」の右傍に注された片仮名点もこの趣旨に則ったものと考えることができる。

しかし本書ではその上にさらに、「重播」を除く四語にはレ点を注して返読する旨を示している。嘉禄本をはじめ多くの伝本ではこのような返読を表す加点は見られず、「毀畔」の二文字で「アハナチ」と訓む、との意図を示している。これは、続く訓注の趣旨を活かしたものと見ることができよう。これに対して、本書に見えるレ点は、そのまま考えれば、「古語では「毀畔」の語は（二文字全体で）「アハナチ」と言う。」とした訓注の趣旨とは相反するもののようにも受け取れる。

おそらくこの箇所⁽¹⁾のレ点は、少なくとも単純に返読を表したのではなく、むしろ「畔を毀つ」のであるから「アハナチ」と言うのである」という意図で、レ点を加えることによって、訓注に言う「古語」の記述を補う形で説明している、と考えることができよう。

熟語として本文中で用いられた語について、語全体で一定の訓を与えることからさらに一步踏み込んで、文字単位に分解して、その組み合わせとして結果的に熟語全体の「訓」読みが成り立つ、という考え方が根底にあって、こうした加点が成されたものなのであろう。

その他の特色

本書に見える加点では、例えば

當^ニ與^レ天壤无^レ窮^{カキ}矣
(七丁表五行)

のように、現代行われている漢文訓読とほぼ同様に、左右の傍訓を併用する形で明確に再読文字の扱いを示した例が見られる。原本である嘉禄本でも、再読は行

われており、その跡をたどることはできるが、本書のそのような明確な形式⁽¹⁵⁾ではない。左右の傍訓を併用して再読を表す加点が整備されるのは、漢籍などの例⁽¹⁶⁾を見る限り大略江戸時代半頃以降のもの⁽¹⁷⁾のようである。

この再読文字の扱いに端的なように、本書に見える加点は、江戸時代中頃以降整備された訓読方法に則ったものと見ることができよう。おそらく、嘉禄本を原本とする書写の過程において、結果としての訓読文、あるいは本文の内容、人物の把握などについては原本の訓読に基本的に従いながら、具体的な個々の訓読とそれを表す加点については、書写当時のそれをを用いて自らの考えで加点していった結果が、本書に見える訓点なのであろう。

まとめ

以上、目に付いた点のみを摘記する形となつてしまつたが、本書は、嘉禄本を原本とする一写本であつて、本文の書写においては、全体として比較的高い書写精度を持つているが、一文字一文字をそのまま書き写す、というよりは、原本によつて構成され得る訓読文を念頭に置いていた事に起因するのではないかと思惟される本文の異同が散見すること等が特色として見られた。注された訓点については、内容の解釈や人物の把握などについては原本のそれに従つてゐるものの、具体的な訓読を示す加点は原本のそれを踏襲するのではなく、書写当時に広く一般に整備された訓読方法を当て嵌めて、加点者自身の考えで行つたもののように考えることができた。

本書以外にも、近年、主に江戸時代頃のものと考えられる『古語拾遺』の写本数種を詳細に調査することができ、またそのうち何点かは偶々架蔵に帰することとなり、今後も本書を含めた相互の詳細な比較検討が可能な状況になつてゐる。また、『古語拾遺』の注釈書の類は、これまであまり多くは紹介されてこなかつたが、江戸時代頃のものと考えられる何点かの存在が新たに明らかになり、当時の解釈や訓読の一端を知る上で、今後大きな資料となり得ると思われる。

本書の紹介を一つの契機として、これら諸本について幅広く比較検討していく作業を今後積み重ね、順次その状況を報告したいと企図してゐるところである。

注

(1) 西宮一民校注『古語拾遺』(昭和六十年・岩波文庫)所収の「解説」。西宮博士は、

- 〔鎌田純一「古語拾遺諸本概説」(国学院大学日本文化研究所紀要13、昭和三十八年十月)に負うところが多い。〕とされた上で主要な諸伝本を二種に分類して掲げ、前者の代表的な写本に「嘉禄本」(嘉禄元年書写・天理図書館蔵)を、後者の代表的な写本に「亮順本」(元弘四年書写・前田家尊経閣蔵)を挙げておられる。
- (2) 本書の祖本とおぼしい嘉禄本には、頭注、行間注、裏書き注、ヨコト点、区切り符号、声点の記載が見られる。この点から推すと、本書は本文のみを原本から書写したもののようにも思われる。
- (3) 前項の「嘉元四年・兼夏」に続く項目が、これを遡る延久年間であることは考えにくい。後述のように本書は嘉禄本を祖本とするものと考えられるが、嘉禄本の当該記述(裏書き)の書体が特徴的であることから、転写の過程で「文」字を「久」字と取り違えたものであろう。
- (4) 貴重図書複製会刊の複製本(昭和十七年)による。
- (5) 天理図書館善本叢書1『古代史籍集』(昭和四十七年・八木書店)所収の嘉禄本についての解説(石崎正雄氏による)によれば、嘉禄本からの転写本で裏書の記述を奥書として記している伝本はいくつか存在するようである。
- (6) 表紙記載の書写者「小汀司部」についても、現在までの所十分な情報を得るに至っていない。
- (7) この箇所の本文が割書の訓注部分である点も関係しているものと思われる。
- (8) 広い意味での「漢文」、つまりいわゆる和化漢文類も含めての意でここでは述べた。
- (9) 万葉七曜会『論集上代文学』第1集(昭和四十五年・笠間書院)以来、同誌の第二十八集(平成十八年・同)に至るまで、毎集に涉って、弘安本、乾元本をはじめとする『日本書紀』諸伝本について考察を重ねてきておられる。
- (10) 「江戸時代の日本書紀訓読について―神代巻の敬語表現を中心として―」訓点語学会『訓点語と訓点資料』(第八十五輯・平成二年)、『六種対照日本書紀神代巻和訓研究索引』(平成七年・武蔵野書院)研究篇、など。
- (11) 「古語拾遺諸本の訓読上の特色について―使役形の訓読をめぐって―」『放送大学研究年報』第十六号(平成十一年)
- (12) 「古語拾遺諸本の訓読上の特色について―熟語の訓読を中心として―」『放送大学研究年報』第十七号(平成十二年)
- (13) 但し、例えば素戔嗚尊の言動について、その「無道」ぶりを描いた場面では、以哭泣為行(ナキイサツルヲシワサトス) 一丁裏三行などのように、尊敬表現を用いない。同じ素戔嗚尊についてであつても出雲に降つて後の場面では、
- 就於根国(根ノ國ニイテマシヌ) 六丁表四行
- などのように、尊敬表現を用いている。こうした敬語表現上の扱いも、先の小考で述べた嘉禄本のそれと同様である。
- (14) 「重播」の語には返読の加点は無いが、これについても他の四語と同様に、「重ね(重き)て」播くから「シキマキ」と言う。との意図を示そうとしているのであろう事は想像に難くない。
- (15) この点については、かつて「長恨歌」の本文を収めた諸本、就中『歌行詩』等と題した類の、主に近世初頭頃以降の諸本に見られる再読文字の扱いを比較検討したことがある。これについては、機を見て何らかの形で公にしたい。

(平成十九年十一月十三日受理)

A Study on a manuscript copy of *Kogoshui*

Katsumi SUGIURA

ABSTRACT

This is a manuscript copy of a *Kogoshui* transcribed in 1782. This book was copied from *Karokubon* known as the existence oldest manuscript of *Kogoshui*. The handwriting precision of this book is considerably high, but some errors in writing and omissions of the text appear. These errors were caused by the hand writer's thought that do not copy automatically by a character but copy while putting it in the diacritics sentence mind.

The diacritics markings on this book were not copied from the original text *Karokubon*. The interpretation of the text obeyed the original, but the theory of the diacritics in this book was 18th century's. The hand writer of this book added a diacritical sign according to an original thought.

These facts become a clue on knowing how classical Chinese texts with diacritics were copied in the Edo era.